

四万十町商工業者感染症対策物品購入補助金

四万十町では新型コロナウイルス感染症対策を実施する事業者を支援するため、昨年度に引き続き感染対策に必要な**物品の購入費**に対して支援を実施します。

1 対象者

- (1) 四万十町内に事業所又は店舗を有する事業者（農林漁業者にあっては法人格を有する者に限る。）であって、当該事業を継続する意思がある者。
- (2) 町税等の滞納がない者
- (3) 四万十町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者でない者

2 補助対象物品

補助の対象となる物品は、下記の物品となります。各要件をご確認ください。
※下記の物品以外は対象とはなりません。

令和4年4月1日以降で、交付決定の前に購入した補助対象物品についても、適正と認められる場合には、遡及申請が可能です。

○マスク

要件：素材は不織布で使い捨てタイプのもの

○フェイスシールド

要件：顔面全体を覆うもの

○消毒液、除菌シート

要件：手指の消毒及びテーブル等備品の除菌、抗菌もしくは殺菌として使用するもの。ただし、**手指の消毒として使用するアルコール消毒液は、濃度60%以上95%以下のエタノールのものに限る。**

○ペーパータオル

要件：テーブル等備品の消毒、手拭きに使用するもの

○手袋

要件：使い捨てタイプのもの

○防護スクリーン、ビニールカーテン

要件：卓上等で使用する簡易なもの



～裏面の対象物品の例もご覧ください～

3 補助金額：補助率10/10（補助金の上限10万円）

※算出した補助金額の1,000円未満の端数は切り捨てとなります。

※補助金の上限に満たない場合は1事業者2回まで申請することができます。

4 補助金申請の流れ

[申請書類]

①補助金交付申請書兼実績報告書

②補助対象物品の購入の確認ができるもの（レシート、領収書など）

③同意兼誓約書

申請期限 令和5年2月28日まで